

いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策(概要版) 【いじめ防止対策推進条例第23条に基づく報告】

基本理念(条例第3条)

- 1 児童生徒をはじめ、学校及び学校の教職員、保護者、行政機関、県民並びに事業者等は、いかなる理由があってもいじめは許されるものではないという認識に立ち、相互に連携協力し、いじめ問題を克服することを目指し、県民一丸となって、いじめを生まない環境づくりに取り組まなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策及び支援は、児童生徒一人一人の人的関係から生じる心身の苦痛を見逃さず、また、当該苦痛を認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす深刻な影響及びいじめが人間の尊厳に関わる問題であることについての理解を深めることを旨として行わなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策及び支援は、十分な原因の究明による再発の防止も含め、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識し、関係者が連携しながら迅速かつ適切に取り組まなければならない。

【令和3年度に講じた施策】

1 いじめ問題対策連絡協議会の設置

児童相談所、法務局、弁護士、医師等の職能団体や専門的知識・経験を有する第三者を委員とする「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置したが、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から開催を見送った。

2 県教育委員会の附属機関の設置(宮城県いじめ防止対策調査委員会)

専門的な知識及び経験を有する第三者等による、公平性、中立性を確保した附属機関である「宮城県いじめ防止対策調査委員会」を設置し、令和3年12月に開催し、いじめ重大事態の調査検証を行った。

3-①いじめ防止対策の推進

イ：いじめ防止等のための対策を推進し、いじめの防止等に向けた環境づくりを行う。

いじめの未然防止の観点から、「絆づくり」「居場所づくり」を推進し、どの児童生徒にとっても「学校が楽しい」「学校に行きたい」と思えるような魅力ある学校づくり等を推進するとともに、いじめを認知した後の対応に係る相談体制やチーム体制の充実を図るための事業等を展開した。

新型コロナウイルス感染症に係る陽性者等に対して誹謗・中傷等のいじめが起きないように、人権的配慮を促す旨の周知を図った。

○魅力ある学校づくり推進事業(加美町) ○みやぎ行きたくなる学校づくり推進事業(村田町 大郷町 登米市 気仙沼市)

ロ：いじめに関する相談体制の整備・相談窓口の周知徹底する。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣・配置のほか、「りんくるみやぎ」等での来所相談や電話相談、SNSを活用した相談等、相談体制を整備した。

○各相談機関等を紹介する「周知カード」を県内すべての児童生徒教職員へ配布 29万枚

○学校における教育相談体制の充実 ○24時間SOS相談ダイヤル ○SNSを活用した相談の実施

ハ：児童生徒や保護者のいじめに関する理解やいじめ防止等のための対策に必要な体制を整備する。

スクールロイヤーによる児童生徒対象の「いじめ予防教室」や「いじめ防止動画コンクール」を実施したり、学校便り等でいじめ防止等の取り組みを紹介したりするなど、いじめを生まない学校をつくっていかうとする意識の醸成を図った。

○いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業(いじめ予防教室 25校での実施他)

○いじめ防止動画コンクールの実施 87作品の応募(県内公立・私立小中学校)

3-②いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実

イ：いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上、生活指導に係る体制等の充実のための教職員を配置する。

教職員の資質能力向上のため、総合教育センターの研修に加え、スクールカウンセラーやスクールロイヤーを講師とした校内研修を推奨するとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のケア支援員等を配置するほか、在学青少年育成員や心のサポートアドバイザーが学校を訪問し直接助言した。

○スクールカウンセラーによる研修会 127件(小・中学校)

○県立高等学校生徒指導主事連絡協議会におけるスクールカウンセラースーパーバイザーによる研修 (80人参加)

ロ：心理・福祉等に関する専門的知識を有するものであっていじめの防止を含む教育相談に応じるものを確保する。

すべての小・中・高等学校及び希望する特別支援学校にスクールカウンセラーを配置・派遣するとともに、県内すべての市町村と希望する県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置した。

○スクールカウンセラーの配置・派遣 小学校：245校 中学校：132校 高等学校：72校

○スクールカウンセラーによる相談件数 小学校：のべ20,290件 中学校：16,297件 高等学校：9,808件

ハ：いじめへの対処に関し、助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者を確保する。

県内の教育事務所及び義務教育課にスクールロイヤーを配置し、定期相談会での相談の他、学校の求めに応じてケース会議等に派遣した。

○教育事務所定期相談会 のべ12回

○スクールロイヤーのケース会議参加 20回

3-③SNS、ネット上のいじめ事案対処体制整備

仙台市を除く小・中・高・特・私立学校の501校を対象にネットパトロールを実施し、インターネットでのいじめ被害の未然防止に努めた。

○監視サイト数：585,251 うち問題投稿数 614件

3-④いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実

県立学校はいじめ対策年間計画の策定や、いじめアンケート、個人面談の結果について情報収集と共有に努めた。また、地域と連携した学校づくりを推進し、いじめ防止に取り組んだ。

○いじめ対策年間計画を策定している県立高等学校の割合 94.9%

○魅力ある学校づくり 地域とともにつくる魅力ある県立学校指定事業指定校数：32校

3-⑤県立学校はいじめ防止の取組の点検・充実

県立学校において、いじめ対策年間計画を策定し、アンケート調査や個人面談等により情報収集と共有に努めるとともに、地域と連携した事業を実施した。

○いじめ対策年間計画を策定した県立高等学校：94.9% ○魅力ある学校づくり 地域とともにつくる魅力ある県立学校支援事業指定校32校

4 県立学校の設置者として実施する施策

① 道徳教育と体験活動の充実 ○道徳教育研修会の開催(オンデマンド)

② 生徒・保護者・教職員へのいじめ防止の啓発 ○みやぎマナーアップ・フォーラムの開催(令和3年度は中止)

③ アンケート・面談の実施 ○自校のいじめ関連対策を生徒や保護者に問うアンケートの実施

④ 相談体制整備 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・連携体制の構築 ○不登校・発達支援相談室の設置
○電話・SNS相談の実施

⑤ 教職員研修 ○スクールカウンセラーを講師とした校内研修の実施 ○ネット被害防止のための研修会の実施

⑥ インターネットを通じて行われるいじめ防止の啓発 ○ネット被害防止のための教員向けの研修会実施
○警察等と連携したネットモラル等に係る講座の実施

⑦ いじめに対する措置 ○宮城県いじめ問題対策連絡協議会の実施(令和3年度は中止)

⑧ 重大事態への対処 ○宮城県いじめ防止対策調査委員会の設置・実施 ○宮城県いじめ防止対策調査委員会特別部会の実施

⑨ 学校評価・職員評価への助言 ○学校評価を活用したカリキュラムマネジメント支援 ○生徒保護者共通アンケート ○学校評価研修会

⑩ 学校運営改善の支援 ○地域とともにつくる魅力ある県立学校支援事業 ○学校運営協議会の設置(2校)

5 私立学校に関する施策

令和3年5月の宮城県私立中学校高等学校連合会会長部会において、各私立学校の校長等に対し、いじめ重大事態が発生した場合の対応や報告手順などについて指導した。

6 その他

県教委が主催するいじめに関する研修会や(独法)教職員支援機構が実施する研修会などの参加について各私立学校あて周知し、研修機会の提供を行った。

【目標指標における進捗状況】

目標指標1「学校に行くのは楽しい」と思う児童生徒の割合

宮城県学習意識等調査において、小学校では85.8%、中学校では87.5%と初期値(小：83.7% 中：78.4%)を上回ったが目標値には届かなかった。今後も各校における児童生徒の目線に立った取組について、より一層の推進を図る。

目標指標2「子どもたちと遊んだり、話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で「十分できた」「ある程度できた」と答える学校の割合

宮城県長期欠席状況調査において、肯定的に回答した小学校は、93.2%、中学校は91.7%とどちらも初期値(小：92.0% 中：88.8%)より増加したが、目標値には届かなかった。今後も様々な場面で児童生徒の様子をきめ細かに見取り、支えていく体制の充実を図る。

目標指標3 特別活動における「いじめの未然防止等に係る取組」の実施状況の割合

県立高等学校の令和2年度の実施状況は、62.8%であり、目標値の74.0%を下回った。新型コロナウイルス感染症の影響による授業日数減少に伴い、特別活動の年間計画の変更が余儀なくされたことが要因である。今後も感染予防対策を徹底しながら、学びの機会確保を推進していく。

目標指標4「学校はいじめ未然防止及び早期発見、早期対応に努め、安心して生活できる教育環境づくりに取り組んでいる。」と答える保護者の割合

県立特別支援学校において令和4年度に指標を設定し、当該年度による実践を次年度に報告予定。

いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策(令和3年度)

【いじめ防止対策推進条例第23条に基づく報告】

令和4年9月

宮城県・宮城県教育委員会

目 次

1 基本理念	1
2 令和3年度 心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援に関する体制図	2
3 心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援に関する対応フロー	3
4 令和3年度に講じた施策	
「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」の主な施策と事業の関連	4
(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	6
(2) 県教育委員会の附属機関の設置	6
(3) 主な施策	6
①いじめ防止対策の推進	
②いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上，生徒指導体制の充実	
③SNS，ネット上のいじめ事案対処体制整備	
④学校間及び関係団体との連携協力体制整備	
⑤県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実	
(4) 県立学校の設置者として実施する施策	25
①道徳教育と体験活動の充実	
②児童生徒・保護者・教職員へのいじめ防止の啓発	
③アンケート・面談の実施	
④相談体制整備	
⑤教職員研修	
⑥インターネットを通じて行われるいじめ防止の啓発	
⑦いじめに対する措置	
⑧重大事態への対処	
⑨学校評価・職員評価への助言	
⑩学校運営改善の支援	
(5) 私立学校に関する施策	32
①重大事態への対処	
②体制整備（附属機関による調査を含む）	
(6) その他	32
①国立・私立学校との連携確保	
②高等専門学校との連携確保	
5 いじめ防止基本方針に基づく実施計画の目標指標における進捗状況	33

1 基本理念（条例第3条）

- 1 児童生徒をはじめ、学校及び学校の教職員、保護者、行政機関、県民並びに事業者等は、いかなる理由があってもいじめは許されるものではないという認識に立ち、相互に連携協力し、いじめ問題を克服することを目指し、県民一丸となって、いじめを生まない環境づくりに取り組まなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策及び支援は、児童生徒一人一人の人的関係から生じる心身の苦痛を見逃さず、また、当該苦痛を認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす深刻な影響及びいじめが人間の尊厳に関わる問題であることについての理解を深めることを旨として行わなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策及び支援は、十分な原因の究明による再発の防止も含め、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識し、関係者が連携しながら迅速かつ適切に取り組まなければならない。

参考1 いじめの定義（第2条関係）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

参考2 議会への報告等（第23条関係）

知事及び県教育委員会は、毎年度、県いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

参考3 本県におけるいじめの認知件数等の推移

（1）いじめの認知件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
令和2年度	10,949 (▼2,979)	1,774 (▼803)	153 (▼138)	26 (▼22)
令和元年度	13,928 (▼1,563)	2,577 (▼310)	291 (▼44)	48 (▼4)
平成30年度	15,491	2,887	335	52

() 内は前年度比

（2）いじめの解消率（小・中学校・高等学校・特別支援学校）

	宮城県	全国
令和2年度	80.6% (▼4.2)	77.4% (▼5.8)
令和元年度	84.8% (▼3.0)	83.2% (▼1.1)
平成30年度	87.8%	84.3%

() 内は前年度比

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
(文部科学省)

2 令和3年度 心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援に関する体制図

※ 本資料における校数及び配置人数は、令和3年4月1日現在

県教委

心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援チーム 〔支援チーム〕

副教育長

義務教育課長

心のサポート専門監〔実務責任者〕

心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援 プロジェクトチーム〔PT〕

- ・心のケア、いじめ、不登校等に係る総合的企画・調整
- ・相談窓口の運営、現場訪問に係る総合調整
- ・市町村教委の支援、「子どもの心のケアハウス運営事業」等への支援
- ・「石巻市震災心の支援室」への対応
- ・取組事例の蓄積と情報発信等

児童生徒の心のサポート班 〔東部教育事務所内、大河原教育事務所内〕

- ・心のケア、いじめ、不登校等に係る訪問相談及び来所相談（震災による遺児・孤児への支援を含む）
- ・学校等への訪問指導
- ・関係機関との連携・調整、けやき教室、ケアハウスの運営支援
- ・取組事例の蓄積と情報発信等

指導主事・心のサポート専門員・県SC・県SSW

教育庁内関係課室・教育事務所・総合教育センター
・相談窓口・相談対応

高校教育課

心のサポートアドバイザー

- ・助言・支援業務等
- ・元教員・元警察官
- ・会計年度任用職員
- ・高校教育課に2人配置

スクールカウンセラー スーパーバイザー

- ・指導・助言・支援業務
- ・臨床心理士
- ・会計年度任用職員
- ・高校教育課に2人配置

スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー

- ・指導・助言・支援業務
- ・社会福祉士・精神保健福祉士
- ・会計年度任用職員
- ・高校教育課に2人配置

県立学校

スクールカウンセラー

- ・心理相談業務等
- ・臨床心理士等
- ・会計年度任用職員
- ・全校配置
(高校54人、支援学校15人)

スクールソーシャルワーカー

- ・福祉生活・自立支援業務等
- ・社会福祉士・精神保健福祉士等
- ・会計年度任用職員
- ・44校配置（18人）
全県立高校に派遣

学校生活適応支援員

- ・校内巡視・相談活動・中途退学対応等
- ・元教員等
- ・会計年度任用職員
- ・29校配置（30人）※全定分別

緊急学校支援員

- ・学校教育の復興支援等
- ・元教職員等
- ・会計年度任用職員
- ・2校配置（2人）

小・中学校

スクールカウンセラー

- ・心理相談業務等
- ・臨床心理士等、非常勤職員
- ・小学校：全市町村に配置
全校に派遣
- ・中学校：全校配置
(仙台市除く小・中学校、
義務教育学校 計175人)

心のケア支援員

- ・校内巡視・相談活動等
- ・元教員等
- ・会計年度任用職員
- ・40校配置（43人）

緊急学校支援員

- ・学校教育の復興支援等
- ・元教職員等
- ・会計年度任用職員
- ・32校配置（32人）

安全担当主幹教諭

- ・総合的な学校安全、いじめ対策、不登校児童生徒等の支援に関する地域の学校の中心的役割を担う

いじめ対策・不登校等支援担当者

- ・校務分掌において全校に位置付け、学校内の情報を集約一元化し、コーディネートする

義務教育課

心のサポート専門監

- ・特別支援教育課、高校教育課を兼務
- ・心のケア、いじめ対策、不登校児童生徒等支援に関する事務を掌理

心のサポートアドバイザー

- ・助言・支援業務等
- ・元教員
- ・会計年度任用職員
- ・義務教育課に2人配置

スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー

- ・指導・助言・支援業務
- ・社会福祉士・精神保健福祉士
- ・非常勤
- ・義務教育課に2人配置

教育事務所

在学青少年育成員

- ・助言・支援業務
- ・元教員
- ・会計年度任用職員
- ・1～2人(計7人)配置

教育事務所専門カウンセラー

- ・相談業務、助言・支援業務等
- ・臨床心理士
- ・非常勤
- ・2～4人(計14人)配置

訪問指導員

- ・不登校児童生徒への訪問指導
- ・元教員、相談活動経験者等
- ・非常勤
- ・計60人配置

市町村教委

子どもの心のケアハウス運営支援事業

- ・市町村への運営費補助
- ・令和3年度実施(33市町村)
石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、七ヶ浜町、大河原町、美里町、南三陸町、多賀城市、登米市、利府町、松島町、女川町、富谷市、東松島市、角田市、柴田町、涌谷町、加美町、蔵王町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、名取市、岩沼市、大崎市、栗原市、村田町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町

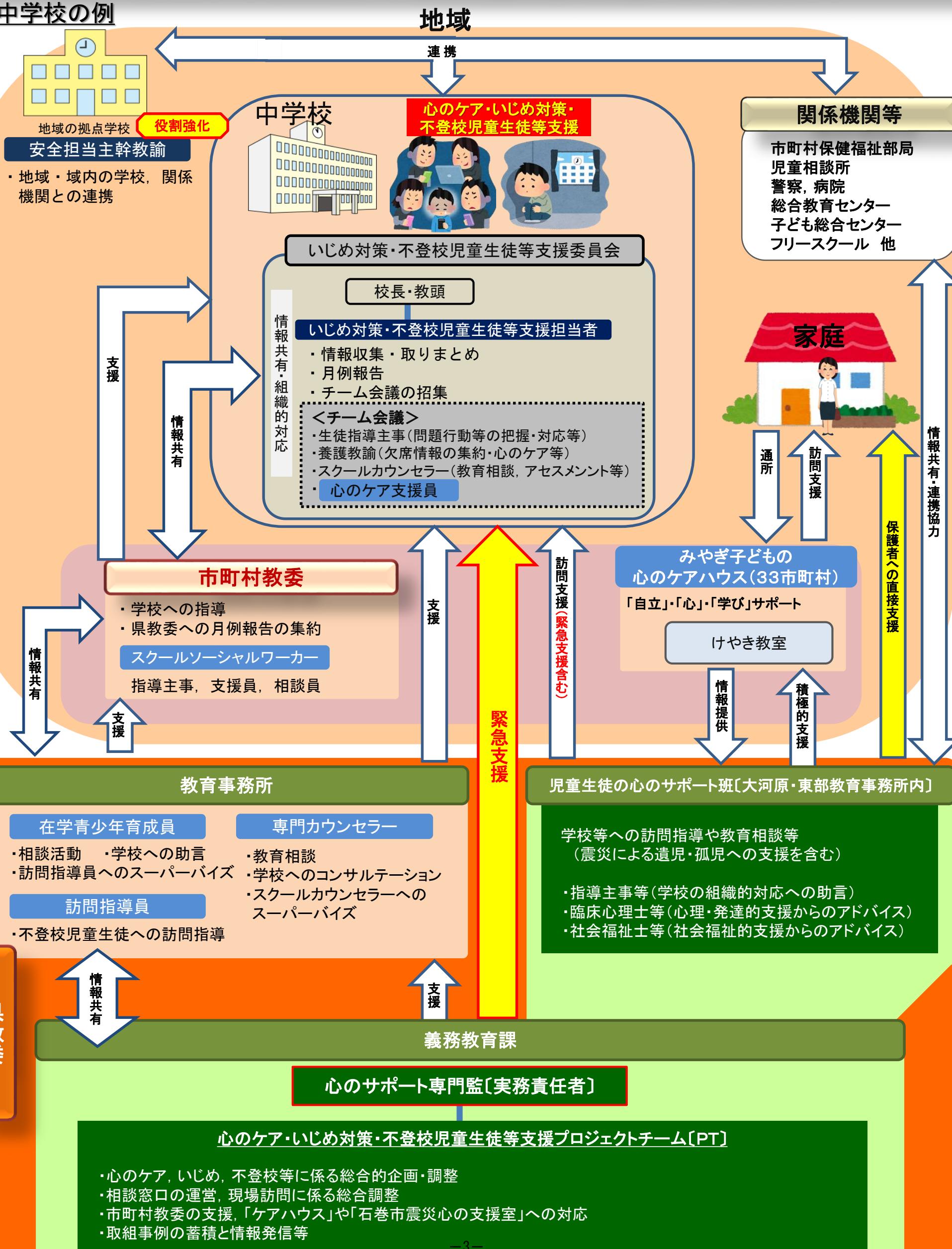
スクールソーシャルワーカー

- ・福祉生活・自立支援業務等
- ・社会福祉士・精神保健福祉士等
- ・非常勤
- ・全市町村配置
(延べ68人)

市町村採用(県委託)

3 心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援に関する対応フロー

中学校の例



【主な施策】

- ① いじめ防止対策の推進
 イ いじめの防止等のための対策を推進し、いじめの防止等に向けた環境づくりを行う。
 ロ いじめに関する相談体制の整備・相談窓口の周知徹底をする。
 ハ 児童生徒や保護者のいじめに関する理解やいじめ防止等のための対策に必要な体制を整備する。
- ② いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実
 イ いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上、生活指導に係る体制等の充実のための教職員を配置する。
 ロ 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保する。
 ハ いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者を確保する。
- ③ SNS、ネット上のいじめ事案対処体制整備
- ④ 学校間及び関係団体との連携協力体制整備
- ⑤ 県立学校がいじめ防止の取組の点検・充実

区分	事業名	事業概要(いじめ対策に係る事業)	①			②			③	④	⑤	担当課室
			イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ				
1	魅力ある学校づくり推進事業	学校の取組を児童生徒の視点で見直し、児童生徒にとって魅力のある学校づくり推進する。	●									義務教育課
2	みやぎ「行きたくなる学校づくり」推進事業	学校の取組を児童生徒の視点で見直し、児童生徒にとって魅力のある「行きたくなる学校づくり」推進する。	●									義務教育課
3	宮城県いじめ問題対策連絡協議会	学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、県及び県教育委員会は、「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	高校教育課
4	宮城県いじめ防止対策調査委員会	基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	高校教育課
5	いじめ対策・不登校支援等推進事業	児童生徒自身が抱える問題や児童生徒を取り巻く震災等による環境（家庭、養育環境、友人関係等）の変化等、多様な要因により生じるいじめへの対策充実のために、スクールソーシャルワーカーや支援員等の配置・派遣、心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒支援チームや東部教育事務所及び大河原教育事務所に設置した児童生徒の心のサポート班の運営により、児童生徒や家庭、学校へ多様な支援を行う。 <令和3年度の主な取組> ・相談活動や学校への助言を行う在学青少年育成員を各事務所に配置 ・スクールソーシャルワーカー活用事業（市町村委託）の実施 ・心のケア等対策推進校への心のケア支援員等の配置・派遣 ・心のサポートアドバイザーを配置、学校等への巡回支援 ・いじめ防止動画コンクールの実施 ・児童生徒の心のサポート班による学校等への直接支援及び市町村が設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」との連携推進、運営支援	●			○		○				義務教育課
6	いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業	いじめ対策等に対応するため、生徒指導、学習支援、進路支援等を行う心のケア支援員・心のサポートアドバイザーを配置するとともに、関係機関や外部の専門家等との連携・協力のネットワークを強化し、組織的・体系的な生徒指導を進め、早期発見・早期解決を図る。 <令和3年度の主な取組> ・いじめ防止対策推進法の施行に伴う連絡協議会、調査委員会の開催 ・学校生活適応支援員の配置（希望する県立高校） ・心のサポートアドバイザーの配置（県教育委員会） ・高等学校生徒指導連絡会議等の開催 ・ネットパトロール	●			○		○				高校教育課
7	いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業	義務教育課及び各教育事務所にスクールロイヤーを配置し、いじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援を行う。	●		○	○		○	○			義務教育課
8	教育相談充実事業	児童生徒が抱える課題の解決や心のケアを図るため、スクールカウンセラーの配置・派遣などを通して、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、学校生活の中で心の安定が図られるよう、相談・支援体制の一層の整備を図る。 <令和3年度の主な取組> ・県内中学校へのスクールカウンセラーの配置と小学校への派遣 ・学校や市町村教育委員会の要望に応じた県内外のスクールカウンセラーの配置・派遣 ・各教育事務所等への専門カウンセラーの配置 ・心のケアに係る研修会等の実施 ・心のケアに係る校内研修等に対する外部人材の活用支援	●					○				義務教育課
9	高等学校スクールカウンセラー活用事業	全県立高校にスクールカウンセラーを配置することにより、多様化・複雑化した生徒・保護者・教員の相談に対応するとともに、地域の関係機関や家庭と連携した指導の充実を図るため、学校の要望に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣する。また、スーパーバイザー等を活用した連絡会議を開催し、震災後の心のケアに関する教職員の資質向上に資するとともに、校内の教育相談体制の強化を図る。 <令和3年度の主な取組> ・スクールカウンセラーの配置（全県立高校） ・スクールソーシャルワーカーの配置（希望する県立高校） ・スーパーバイザーの配置 ・スクールカウンセラー連絡会議の開催 ・スクールソーシャルワーカー連絡会議の開催	●					○				高校教育課

区分	事業名	事業概要(いじめ対策に係る事業)	①			②			③	④	⑤	担当課室	
			イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ					
10	ネット被害未然防止対策事業	SNS等の利用実態の検索及び監視により、児童生徒の問題行動等を未然に防止する。		●						○		高校教育課	
11	総合教育相談事業	心の問題に関する高度な専門的知識・経験を有する精神科医や臨床心理士等が、いじめや非行、発達支援等について、面接又は電話等による教育相談を行う。また、特に震災による心の傷が癒えず様々な環境の変化に適応できない児童生徒に対応して心のケアを進めるよう、相談体制を強化する。 ＜令和3年度の主な取組＞ ・不登校・発達支援相談室の設置 ・24時間子供SOSダイヤルの設置 ・SNSを活用した相談の実施		●								高校教育課	
12	各学校における教育相談窓口(教育相談担当等)の配置	各学校において、教育相談等を窓口として校務分掌に位置付け、いじめに関する相談体制の整備を図る。		●								義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	
13	いじめ未然防止の普及啓発	いじめ防止につながる取組について、ビデオ動画作品を募集し、制作を通して児童生徒が主体的に魅力的な学校づくりに取り組もうとする意識の醸成を図る。また、優秀作品を広く周知することでいじめ防止を啓発する。			●							義務教育課	
14	「いじめ問題対策委員会」の設置	各学校においてSCや弁護士、医師等の外部専門家、PTA代表等を委員として、いじめの防止等のための体制を整備する。			●							義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	
15	保護者面談や家庭訪問、学校通信等を活用した理解・啓発の実施	いじめに関する相談体制を整備するとともに、児童生徒・保護者から活用されるよう周知する。			●							義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	
16	SC等を講師とした校内研修実施	いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上を図る。				●						義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	
17	ネット被害防止のための教員向けの研修会実施	SNS等によるいじめの防止等に向けた対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上を図る。				●						高校教育課	
18	特別支援学校外部専門家活用事業	心のケアが必要な特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員の相談に対応する。ケースによっては外部機関と連携し、児童生徒や保護者が抱える心の悩みを解消する。	●				○					特別支援教育課	
19	学校間連携協力体制整備	県立高校において、必要な事案が生じた場合、教育委員会が介在して円滑な連携をするとともに、管理職の連携及び生徒指導等担当者間の連携による情報共有を図る。 ・学警連等とおした連携協力体制の整備									●	高校教育課	
20	県立学校の取組の点検	県立学校における、いじめ防止に係る年間計画の策定や校内体制の見直し、いじめアンケートの定期的な実施と結果の共有・情報発信等の取組の点検を行い、充実を図る。				●					○	高校教育課 特別支援教育課	
21	道徳教育及び体験活動の充実	公民科及び特別活動を核としながら、人権に対する意識の向上や自他の個性の尊重、よりよい人間関係の形成等に係る資質を育成する。			●							高校教育課	
22	県立学校における研修の充実	いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力を向上を図る。				●						高校教育課	
23	ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して実施	児童生徒及び保護者がインターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、啓発活動を実施する。		●						○		高校教育課	
24	県立学校及び市町村教育委員会への指導・助言	いじめ重大事態を含む県立学校及び市町村教育委員会が行ういじめ防止等の取組に対して適切な助言を行う。					●					義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	
25	コミュニティ・スクール推進事業	「コミュニティ・スクール推進協議会」を主催し、各市町村の域内全ての学校において、学校運営協議会を核とした学校・家庭・地域の連携・協働体制の導入拡充を図る。									●	義務教育課	
26	地域と連携した高等学校魅力化事業	学校運営協議会等による地域と学校の連携により、両者が協働してこれからの地域社会を担うための、児童生徒の資質能力の向上を図る。									●	○	高校教育課

4 令和3年度に講じた施策

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

児童相談所，法務局，弁護士，医師等の職能団体や専門的知識・経験を有する第三者を委員とする「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し，学校と地域の関係機関等とのいじめ問題の対応に係る連携を確保した。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から開催を見送った。

(2) 県教育委員会の附属機関の設置（宮城県いじめ防止対策調査委員会）

基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため，専門的な知識及び経験を有する第三者等による，公平性，中立性を確保した附属機関である「宮城県いじめ防止対策調査委員会」を設置している。令和3年度は12月に開催し，令和2年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果報告及び「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」についての協議や，いじめ重大事態の調査検証を行った。

(3) 主な施策

① いじめ防止対策の推進

イ いじめの防止等のための対策を推進し，いじめの防止等に向けた環境づくりを行う。

基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を推進するために，未然防止の観点から，「絆づくり」「居場所づくり」を推進し，どの児童生徒にとっても「学校が楽しい」「学校に行きたい」と思えるような魅力ある学校づくり等を推進している。加えて，学校がいじめを認知した後の対応に係る相談体制やチーム体制の充実を図るための事業等を展開した。

新型コロナウイルス感染症に係る陽性者等に関して，誹謗中傷等のいじめが起きないように，人権的な配慮を促す旨の周知を図った。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要	
		[担当課]	
魅力ある学校 づくり推進事 業	810 [258]	<p><u>魅力ある学校づくり中学校区の指定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加美町教育委員会が所管する3中学校区（中新田中学校区4校，小野田中学校区4校，宮崎中学校区3校）で，いじめの未然防止を含めた楽しい学校づくりを推進した。 ・各中学校区に兼務教員として事業担当者を1人配置するとともに，所管教育事務所を通じた定期的な進捗状況確認と指導助言を行った。 ・教職員に「児童生徒が学校の主役」という意識の高揚が見られ，児童生徒の思いを反映した教育活動の改善につながった。 ・児童生徒の自治意識が高まり，魅力ある学校づくりを児童生徒が「自分事」として捉え，友達との絆を深めていける 	

		<p>ような手立てを工夫した取組が見られた。</p> <p>[義務教育課]</p>
みやぎ「行きたくなる学校づくり」推進事業	464 [50]	<p>行きたくなる学校づくり中学校区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村田町教育委員会（拠点校村田第一中学校），大郷町教育委員会（拠点校大郷中学校），登米市教育委員会（拠点校中田中学校，米山中学校，南方中学校），気仙沼市教育委員会（拠点校条南中学校）において，いじめの未然防止を含めた楽しい学校づくりを推進した。 ・中学校（拠点校）におけるアンケート「学校が楽しい」の結果は次のとおりである。（令和2年度末→令和3年度末，「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合） <p>村田町教育委員会（90%→90%） 大郷町教育委員会（81%→84%） 登米市教育委員会（93%→89%） 気仙沼市教育委員会（92%→96%）</p> <p>[義務教育課]</p>
いじめ対策・不登校支援等推進事業 （いじめの防止対策）	心S P班 48,162 [44,851]	<p>児童生徒の心のサポート班 ※以下「心のサポート班」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部教育事務所及び大河原教育事務所に設置した，心理職，教育職，福祉職の専門3職種がチームとなって活動する「児童生徒の心のサポート班」は，いじめをはじめとする様々な悩みに対応・支援した。 ・訪問・来所・相談等の総活動件数は2,989件であった。
	心ケア支援員 117,592 [101,679]	<p>心のケア支援員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケア支援員を小・中学校に43人配置し，児童生徒のいじめ，校内暴力等の未然防止，早期発見・早期対応に向けた取組を行った。
	心サポートアドバイザー 17,050 [7,685]	<p>心のサポートアドバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のサポートアドバイザーを義務教育課に2人配置し，心のケア，いじめ等に関する相談等に係る業務を補助し，必要に応じて学校への支援や助言を行った。
	S SW 117,468 [105,427]	<p>スクールソーシャルワーカーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ，児童虐待など児童生徒が抱える諸課題に対応するため，県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2人，委託事業として34市町村にのべ68人（実人数48人）を配置し，福祉の専門家として対応した。 ・スクールソーシャルワーカーが関わった児童生徒数は，のべ2,735人，相談件数は4,762件，解決及び好転した件数は2,482件であった。 <p>[義務教育課]</p>

<p>いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業 ※1</p>	<p>95,549 [73,700]</p>	<p>いじめ防止対策調査委員会（令和3年12月8日開催）</p> <p>「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果報告及び「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」についての協議や、いじめ重大事態の調査検証を行った。</p> <p>学校生活適応支援員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校生活適応支援員を希望する県立高等学校29校（全定別）に30人配置。 各校の課題に応じた業務を担った。校内外の巡回により、生徒の様子や状況等も把握し、問題行動の未然防止につなげたり、生徒の相談対応、教員との情報交換により、問題の早期解決につなげたりした。 <p>心のサポートアドバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 心のサポートアドバイザー2人を高校教育課に配置。 保護者・生徒・学校からの個別の相談に、豊富な経験等を生かして適切に処理し、早期解決につながるケースが多くなってきた。 <p>高等学校生徒指導主事連絡協議会1回（6月）オンデマンド（全公立高校、希望の私立高校の生徒指導主事80人参加）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「重大事態への対応について」の講義等 <p>組織的な対応の重要性について再確認し、早期に生徒の変化を見取るため、日常的なアプローチや観察する目の重要性について意識を高めるきっかけとし、各校の体制整備につなげた。</p> <p>高等学校生徒指導主事研修会1回（10月）オンデマンド（全公立高校、希望の私立高校の生徒指導主事85人参加）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ヤングケアラーの理解とその支援について」 <p>講話により、家庭の問題であるという認識から意識を変えることを目的とした。学校だけで解決することは困難な問題であり、サインを見落とさないよう全職員共通理解を持ち対応しつつ、行政や地域の専門家と協力して進める重要性を確認することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ネットパトロールについて」 <p>インターネット上のコミュニティサイトでのトラブルの実例、ネットパトロールにて検出されるリスクについての講義を行った。</p> <p>ネットパトロール</p> <p>児童生徒によるインターネット上のコミュニティサイトの利用を通じてのトラブルやネットいじめなどを未然に防止するため、問題投稿を確認した場合は、リスクレベルに応</p>
---------------------------------	----------------------------	--

		<p>じて学校への情報提供や警察と連携した対応により、事態の重大化を防いでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市を除く小・中・高・特・私の501校対象 ・監視サイト数：585,251 緊急対応：0件 ・問題投稿数：614件（要削除：2件） <p>[高校教育課]</p>
いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業	2,791 [1,540]	<p>スクールロイヤーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の最善の利益を守るため、法律の専門家を活用し、法的側面から指導助言を行うことにより、学校等におけるいじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援に資することを目的に、県スーパーバイザー（義務教育課）1人、5教育事務所各1人、計6人のスクールロイヤーを配置した。 ・児童生徒対象のいじめ予防教室実施校：25校 ・教員向け研修：4校 ・教育事務所における教員向け研修：4教育事務所（1教育事務所については感染予防の観点から中止） ・教育事務所定期相談実施数：のべ12回 ・ケース会議：20件 <p>[義務教育課]</p>
教育相談充実事業 ※2	517,632 [417,179]	<p>スクールカウンセラーの配置・派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が抱える課題の解決や心のケアを図るため、スクールカウンセラーの配置・派遣等などを通して、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、学校生活の中で心の安定が図られるよう、相談・支援体制の一層の整備を図った。 ・学校や市町村教育委員会の要請に応じて、県内全小・中学校へのスクールカウンセラーの派遣を行った。 ・県内小学校245校（義務教育学校[前期]2校含む）のべ6,218日、33,900時間の派遣。 ・県内中学校132校（義務教育学校[後期]2校含む）のべ5,159日、28,264時間の派遣。 ・小学校で児童からの相談件数が14,206件でのべ14,945人、保護者からの相談件数が5,297件でのべ5,351人であった。また、中学校で生徒からの相談件数は12,061件でのべ12,284人、保護者が3,341件でのべ3,382人であった。 ・大河原町と南三陸町においては、各校配置のスクールカウンセラーをみやぎ心のケアハウスへの派遣も可能とし、教育センター機能の拡充を図った。

		<p>各教育事務所等への専門カウンセラーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 教育事務所に、のべ 14 人の専門カウンセラーを配置し、在学青少年育成員と連携しながら、児童生徒や保護者、教員へのカウンセリングの充実を図った。 ・ 各校に派遣されているスクールカウンセラーへのスーパーバイズに取り組んだ。 ・ 相談件数は、児童生徒からのべ 415 件、教員からのべ 543 件、保護者からのべ 1,267 件であった。 <p>[義務教育課]</p>
<p>高等学校スクールカウンセラー活用事業 ※ 3</p>	<p>105,629 [98,742]</p>	<p>スクールカウンセラーの派遣</p> <p>多様な課題がある高校生の心理面に対する専門的指導の重要性から、これらの課題を抱える生徒及び保護者等、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、安定した学校生活が送れるよう、相談・支援体制の一層の整備を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラー(54 人)を全県立高校 72 校に配置。(相談件数 9,808 件, 相談人数 9,956 人) ・ スクールカウンセラースーパーバイザー 2 人配置 ・ スクールカウンセラー連絡会議(オンデマンド形式): 123 人参加(スクールカウンセラースーパーバイザー 2 人, スクールカウンセラー 43 人, 学校担当者 78 人) <p>スクールソーシャルワーカーの配置</p> <p>いじめ、不登校、虐待等の生徒を取り巻く課題及び当該生徒が置かれている環境に対し、地域の関係機関が連携して働きかけることが求められていることから、課題を抱える生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、非配置校においても支援が受けられる体制の整備を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカー(18 人)を希望する県立高校 44 校に配置。(相談件数 1,657 件, 支援人数 1,189 人) ・ スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 2 人配置 ・ スクールソーシャルワーカー連絡会議: 61 人参加(スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 2 人, スクールソーシャルワーカー 16 人, 学校担当者 43 人) [高校教育課]
<p>特別支援学校外部専門家活用事業</p>	<p>6,362 [5,789]</p>	<p>スクールカウンセラーの派遣</p> <p>15 人の S C を 25 校の県立特別支援学校に配置した。年間で延べ 98 回の派遣により相談対応に当たった。</p> <p>[特別支援教育課]</p>

ロ いじめに関する相談体制の整備・相談窓口の周知徹底をする。

いじめの未然防止，早期発見・早期対応のための取組として，スクールカウンセラーの全校配置，スクールソーシャルワーカーの配置・派遣に加え，「りんくるみやぎ」等での来所相談や電話相談，SNS を活用した相談により，悩みを一人で抱え込まないよう相談体制を整備した。

教育相談機関周知のため，周知カードを県内小・中・高・特の全ての生徒，教職員へ配布した。(29 万枚)

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
ネット被害未然防止対策事業	※1 「いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業」の一部	<p>ネットパトロールの実施</p> <p>児童生徒がインターネット上のコミュニティサイトの利用を通じてのトラブル，ネットいじめなどを未然に防止するため，問題投稿を確認した場合は，リスクレベルに応じて学校への情報提供や警察と連携した対応により，事態の重大化を防いでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市を除く小・中・高・特・私の 501 校対象 ・監視サイト数：585, 251 緊急対応：0 件 ・問題投稿数：614 件（要削除：2 件） <p>[高校教育課]</p>
総合教育相談事業	33, 248 [29, 861]	<p>生徒の抱える問題の多様化，保護者の心のケアなどに対応するため，下記の相談体制により，相談者が抱える悩みに幅広く応じた。</p> <p>相談室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門の相談員による電話相談及び来所相談を実施することで，相談者が抱える問題に対応した。 <p>24 時間子供 SOS 相談ダイヤル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24 時間子供 SOS 相談ダイヤル (0120-0-78310) により，相談対応を行った。 <p>SNS を活用した相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話以外の相談方法を活用して，児童生徒が気軽に相談できるようにするため，SNS (LINE) を活用した相談業務を実施した。 <p>教育相談周知カードの配付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内小・中・高・特の全ての生徒，教職員へ配布 (29 万枚) し，教育相談機関の周知を図った。 <p>[高校教育課]</p>

各学校における教育相談窓口（教育相談担当等）の配置	—	<p>学校における教育相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての公立小・中学校・高等学校・特別支援学校に、いじめ問題への対応に主として当たる教員を配置し、各校に派遣されているスクールカウンセラーとの連絡調整や、教育相談コーディネーターの役目を担うなど、教育相談の充実を図った。また、県立特別支援学校では、教育相談の担当として、特別支援教育コーディネーターを位置付けている学校が多く、いじめ等の問題行動の対応は生徒指導部が主となり対応に当たった。 <p>[義務教育課・高校教育課・特別支援教育課]</p>
ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して実施	—	<p>みやぎポリス・ドコモネット教室・KDDI スマホ・ケータイ教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度より県警察本部生活安全部少年課が主管となり、ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して各校にて実施した。 <p>R 3 実績：県立高校 57 校 (74.0%) で開催</p> <p>[高校教育課]</p>

ハ 児童生徒や保護者のいじめに関する理解やいじめ防止等のための対策に必要な体制を整備する。

スクールロイヤーによる児童生徒対象の「いじめ予防教室」を実施し、未然防止を進めたり、「いじめ防止動画コンクール」を実施し、作品をスポーツ施設で放映するとともに DVD にして各学校に配付し、いじめを生まない学校をつくっていかうとする意識の醸成を図ったりするなどの事業を実施した。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）	—	<p>スクールロイヤーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の最善の利益を守るため、法律の専門家を活用し、法的側面から指導助言を行うことにより、学校等におけるいじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援に資することを目的に、県スーパーバイザー（義務教育課）1 人、5 教育事務所各 1 人、計 6 人のスクールロイヤーを配置した。 ・児童生徒対象のいじめ予防教室実施校：25 校 ・教員向け研修：4 校 ・教育事務所における教員向け研修：4 教育事務所 (1 教育事務所については感染予防の観点から中止) ・教育事務所定期相談実施数：のべ 12 回 ・ケース会議：20 件 <p>[義務教育課]</p>

<p>いじめ未然防止の普及啓発</p>	<p>604 [441]</p>	<p>いじめ防止動画コンクールの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内公立小・中学校（仙台市を含む）及び私立小・中学校に募集要項を周知し，87作品の応募があった。 ・令和3年度から名称を「いじめゼロCMコンクール」から「いじめ防止動画コンクール」に変更し，未然防止を意識させる取組に変更した。 ・応募数は，前年度より35作品増加した。 ・応募作品から，最優秀作品1点，優秀作品2点を選考し，制作団体を表彰した。 ・最優秀作品及び優秀作品の3点について，楽天命パーク宮城でのコマーシャルタイム放映を3回，県内民放テレビ局でのコマーシャルタイム放映を10回，人権サポーター宣言イベントにおけるユアテックスタジアム仙台での放映を行い，啓発を図った。 ・全応募作品をDVDに収録し，県内公立小・中学校及び市町村教育委員会，県立中学校，応募があった仙台市立学校及び仙台市教育局，応募があった私立学校に配布し，啓発を図った。 <p>※新型コロナウイルス感染症の影響で，「みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム」は中止。</p> <p>[義務教育課]</p>
<p>「いじめ問題対策委員会」の設置</p>	<p>—</p>	<p>いじめ問題対策委員会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針を策定し，複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者等により構成される「いじめの防止等のための組織」を置き，いじめの防止に関する措置を実効的に行った。 ・PTAやコミュニティ・スクールなどを通して，学校と地域，家庭が組織的に連携する体制を構築している。 ・全ての県立高等学校で学校いじめ問題対策委員会の設置要項を定めており，その内96.2%が構成員に外部専門家等を入れた。 <p>[高校教育課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての県立特別支援学校で，いじめ問題対策委員会を設置した。当該校の教職員，心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者や，PTA会長等により構成した。 <p>[特別支援教育課]</p>

<p>保護者面談や家庭訪問，学校通信等を活用した理解・啓発の実施</p> <p>総合教育相談事業（再掲）</p>	<p>33, 248 [29, 861]</p>	<p>生徒の抱える問題の多様化，保護者の心のケアなどに対応するため，下記の相談体制により，相談者が抱える悩みに幅広く応じた。</p> <p>相談室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門の相談員による電話相談及び来所相談を実施することで，相談者が抱える問題に対応した。 <p>24時間子供SOS相談ダイヤル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間子供SOS相談ダイヤル（0120-0-78310）により，相談対応を行った。 <p>SNSを活用した相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話以外の相談方法を活用して，児童生徒が気軽に相談できるようにするため，SNS（LINE）を活用した相談業務を実施した。 <p>教育相談周知カードの配付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内小・中・高・特の全ての生徒，教職員へ配布（29万枚）し，教育相談機関の周知を図った。 <p style="text-align: right;">[高校教育課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校便り等でいじめ防止等の取組を紹介した。また，各県立特別支援学校において，年2～3回設定している保護者面談と併せて，家庭訪問や日々の連絡帳等で，児童生徒の学校や家庭での様子について情報を収集し，必要に応じて関係している保護者に提供した。 <p style="text-align: right;">[特別支援教育課]</p>
<p>道徳教育及び体験活動の充実</p>	<p>—</p>	<p>道徳教育研修会の開催 1回(10月)オンデマンド</p> <p>道徳教育推進教師に求められる役割及び教科指導における道徳教育について理解を深め，各校の道徳教育の充実に資するための研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：道徳教育とカリキュラムマネジメント ・対象：県立高校 道徳教育推進教師 <p style="text-align: right;">[高校教育課]</p>

② いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上，生徒指導体制の充実

イ いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう，教職員の資質能力の向上，生活指導に係る体制等の充実のための教職員を配置する。

教職員の資質能力の向上を図るために，「総合教育センター」の各種研修に加えて，スクールカウンセラーやスクールロイヤー等を講師とした校内研修の開催を推奨するなどし，各校におけるいじめ問題に係る研修会の実施を促進した。また，生徒指導体制の充実に向けては，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの配置・派遣のほか，心のケア支援員を配置したりするなど，支援に係る校内の人的体制の充実を図るとともに，配置した職員が効果的な支援を行うことができるよう，在学青少年育成員や心のサポートアドバイザーが学校を訪問し助言するなどした。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
いじめ対策・不登校支援等推進事業 (いじめの防止対策) (再掲)	—	<p>児童生徒の心のサポート班</p> <ul style="list-style-type: none">・東部教育事務所及び大河原教育事務所に設置した、心理職、教育職、福祉職の専門3職種がチームとなって活動する「児童生徒の心のサポート班」は、いじめをはじめとする様々な悩みに対応・支援した。・訪問・来所・相談等の総活動件数は2,989件であった。 <p>心のケア支援員の配置</p> <ul style="list-style-type: none">・心のケア支援員を小・中学校に43人配置し、児童生徒のいじめ、校内暴力等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を行った。 <p>心のサポートアドバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none">・心のサポートアドバイザーを義務教育課に2人配置し、心のケア、いじめ等に関する相談等に係る業務を補助し、必要に応じて学校への支援や助言を行った。 <p>スクールソーシャルワーカーの配置</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめ、児童虐待など児童生徒が抱える諸課題に対応するため、県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2人、委託事業として34市町村にのべ68人(実人数48人)を配置し、福祉の専門家として対応した。・スクールソーシャルワーカー関わった児童生徒数はのべ2,735人、相談件数は4,762件、解決及び好転した件数は2,482件であった。 <p>[義務教育課]</p>
いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業(再掲)	95,549 [73,700]	<p>いじめ防止対策調査委員会 (令和3年12月8日開催)</p> <p>「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果報告及び「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」についての協議や、いじめ重大事態の調査検証を行った。</p> <p>学校生活適応支援員の配置</p> <ul style="list-style-type: none">・学校生活適応支援員を希望する県立高等学校29校(全定別に30人配置。・各校の課題に応じた業務を担った。校内外の巡回により、生徒の様子や状況等も把握し、問題行動の未然防止につなげたり、生徒の相談対応、教員との情報交換により、問題の早期解決につなげたりした。 <p>心のサポートアドバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none">・心のサポートアドバイザー2人を高校教育課に配置。

		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・生徒・学校からの個別の相談ケースに、豊富な経験等を生かして、適切に処理し、早期解決につながるケースが多くなってきた。 <p>高等学校生徒指導主事連絡協議会 1回(6月)オンデマンド (全公立高校, 希望の私立高校の生徒指導主事 80人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重大事態への対応について」の講義等 ・組織的な対応の重要性について再確認し, 早期に生徒の変化を見取るため, 日常的なアプローチや観察する目の重要性について意識を高めるきっかけとし, 各校の体制整備につなげた。 <p>高等学校生徒指導主事研修会 1回(10月)オンデマンド (全公立高校, 希望の私立高校の生徒指導主事 85人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ヤングケアラーの理解とその支援について」 講話により, 家庭の問題であるという認識から意識を変えることを目的とした。学校だけで解決することは困難な問題であり, サインを見落とさないよう全職員共通理解を持ち, 対応しつつ行政や地域の専門家と協力して進める重要性を確認することができた。 <p>ネットパトロール 児童生徒によるインターネット上のコミュニティサイトの利用を通じてのトラブルやネットいじめなどを未然に防止するため, 問題投稿を確認した場合は, リスクレベルに応じて学校への情報提供や警察と連携した対応により, 事態の重大化を防いでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市を除く小・中・高・特・私の501校対象 ・監視サイト数: 585,251 緊急対応: 0件 ・問題投稿数: 614件 (要削除: 2件) <p style="text-align: right;">[高校教育課]</p>
<p>いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業 (再掲)</p>	<p>—</p>	<p>スクールロイヤーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の最善の利益を守るため, 法律の専門家を活用し, 法的側面から指導助言を行うことにより, 学校等におけるいじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援に資することを目的に, 県スーパーバイザー(義務教育課)1人, 5教育事務所各1人, 計6人のスクールロイヤーを配置した。 ・児童生徒対象のいじめ予防教室実施校: 25校 ・教員向け研修: 4校 ・教育事務所における教員向け研修: 4教育事務所 (1教育事務所については感染予防の観点から中止) ・教育事務所定期相談実施数: のべ12回

		<ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議：20件 <p style="text-align: right;">[義務教育課]</p>
<p>スクールカウンセラー等を講師とした校内研修実施</p>	<p>※2「教育相談充実事業」の一部</p> <p>※3「高等学校スクールカウンセラー活用事業」の一部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校等でスクールカウンセラー等を活用した教職員への研修会を、のべ127件実施し、児童生徒理解を図った。内訳は、小学校で92件、中学校で35件であった。 <p style="text-align: right;">[義務教育課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校のうち、30.8%が教職員を対象とした、いじめに係わる校内研修を実施した。 ・高等学校生徒指導主事連絡協議会において、スクールカウンセラースーパーバイザーを講師として、いじめや自死等の重大事態への対応についての研修を実施した。組織的な対応の重要性について再確認し、早期に生徒の変化を見取るため、日常的なアプローチや観察する目の重要性について意識を高めるきっかけとし、各校の体制整備につなげた。(全公立高校、希望のあった私立高校の生徒指導主事80人参加) <p style="text-align: right;">[高校教育課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立特別支援学校26校の内10校は、SC等の外部専門家を講師とした、いじめに関する校内研修を実施し、各校の実態に応じて教職員の資質能力向上を図った。 <p style="text-align: right;">[特別支援教育課]</p>
<p>ネット被害防止のための教員向けの研修会実施</p>	<p>※1「いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業」の一部</p>	<p>高等学校生徒指導主事研修会 1回(10月)オンデマンド (全公立高校、希望の私立高校の生徒指導主事85人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のコミュニティサイトでのトラブルの実例、ネットパトロールにて検出されるリスクについての講義を行った。 <p style="text-align: right;">[高校教育課]</p>
<p>県立学校の取組の点検</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校のうち、94.9%がいじめ対策年間計画を策定した。 ・県立高等学校のうち、96.2%がアンケート調査や個人面談の結果について情報収集と共有に努めた。 <p style="text-align: right;">[高校教育課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認知を適切に行うように、担当課から働き掛けるとともに、状況に応じて学校の対応を確認した。また、保護者による学校評価において、いじめの早期発見・早期対応などについての項目を加え、指導体制の充実に努めた。 <p style="text-align: right;">[特別支援教育課]</p>

県立学校における研修の充実	※1 「いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業」の一部	<p>いじめに係る研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校のうち、30.8%の学校が教職員を対象とした、いじめに係わる校内研修を実施した。 [高校教育課] 県立特別支援学校 26 校の内 10 校は、S C等の外部専門家を講師とした、いじめに関する校内研修を実施し、各校の実態に応じて教職員の資質能力向上を図った。 [特別支援教育課]
総合教育センターによる研修	研修センター研修事業予算の一部	<p>「初任者研修」「5年経験者研修」等、教員の経験年数に応じた研修、「新任校長」「新任教頭」等、職能に応じた研修の中に、いじめに関する研修を実施したり、「いじめ対応研修会」として専門的な研修を実施したりして、それぞれの立場で児童生徒に接する教員個々の資質能力の向上を図った。 [総合教育センター]</p>

ロ 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保する。

県内全ての小・中・高等学校及び希望する特別支援学校にスクールカウンセラーを派遣するとともに、県内全ての市町村及び希望する県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめの防止を含む教育相談等に応じる体制を整備した。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
教育相談充実事業 (再掲)	—	<p>スクールカウンセラーの配置・派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が抱える課題の解決や心のケアを図るため、スクールカウンセラーの配置・派遣等を通して、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、学校生活の中で心の安定が図られるよう、相談・支援体制の一層の整備を図った。 学校や市町村教育委員会の要請に応じて、県内全小・中学校へのスクールカウンセラーの派遣を行った。 県内小学校 245 校 (義務教育学校[前期] 2 校含む) のべ 6,218 日、33,900 時間の派遣。 県内中学校 132 校 (義務教育学校[後期] 2 校含む) のべ 5,159 日、28,264 時間の派遣。 小学校で児童からの相談件数が 14,206 件でのべ 14,945 人、保護者からの相談件数が 5,297 件でのべ 5,351 人であった。また、中学校で生徒からの相談件数は 12,061 件で、のべ 12,284 人、保護者が 3,341 件でのべ 3,382 人であった。

		<ul style="list-style-type: none"> ・大河原町と南三陸町においては、各校配置のスクールカウンセラーをみやぎ心のケアハウスへの派遣も可能とし、教育センター機能の拡充を図った。 <p>各教育事務所等への専門カウンセラーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5教育事務所に、のべ14人の専門カウンセラーを配置し、在学青少年育成員と連携しながら、児童生徒や保護者、教員へのカウンセリングの充実を図った。 ・各校に派遣されているスクールカウンセラーへのスーパーバイズに取り組んだ。 ・相談件数は、児童生徒からのべ415件、教員からのべ543件、保護者からのべ1,267件であった。 <p>[義務教育課]</p>
高等学校スクールカウンセラー活用事業（再掲）	105,629 [98,742]	<p>スクールカウンセラーの派遣</p> <p>多様な課題がある高校生の心理面に対する専門的指導の重要性から、これらの課題を抱える生徒及び保護者等、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、安定した学校生活を送れるよう、相談・支援体制の一層の整備を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー(54人)を全県立高校72校に配置。(相談件数9,808件、相談人数9,956人) ・スクールカウンセラースーパーバイザー2人配置 ・スクールカウンセラー連絡会議(オンデマンド形式):123人参加(スクールカウンセラースーパーバイザー2人、スクールカウンセラー43人、学校担当者78人) <p>スクールソーシャルワーカーの配置</p> <p>いじめ、不登校、虐待等の生徒を取り巻く課題及び当該生徒が置かれている環境に対し、地域の関係機関が連携して働きかけることが求められていることから、課題を抱える生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、非配置校においても支援が受けられる体制の整備を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー(18人)を、希望する県立高校44校に配置。(相談件数1,657件、支援人数1,189人) ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2人配置 ・スクールソーシャルワーカー連絡会議:61人参加(スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2人、スクールソーシャルワーカー16人、学校担当者43人) <p>[高校教育課]</p>
特別支援学校外部専門家活用事業（再掲）	6,362 [5,789]	<p>スクールカウンセラーの派遣</p> <p>15人のSCを25校の県立特別支援学校に配置した。年間で延べ98回の派遣により相談対応に当たった。</p> <p>[特別支援教育課]</p>

ハ いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者を確保する。

いじめ問題の対応については、スクールロイヤーを各教育事務所に派遣し、定期相談会を開催するほか、学校の求めに応じてロイヤーがケース会議等に参加し、直接助言するなどして、学校の支援に当たった。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
いじめ対策・不登校支援等推進事業 (いじめ対策) (再掲)	—	<p>児童生徒の心のサポート班</p> <ul style="list-style-type: none"> 東部教育事務所及び大河原教育事務所に設置した、心理職、教育職、福祉職の専門3職種がチームとなって活動する「児童生徒の心のサポート班」は、いじめをはじめとする様々な悩みに対応・支援した。 訪問・来所・相談等の総活動件数は2,989件であった。 <p>心のケア支援員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 心のケア支援員を小・中学校に43人配置し、児童生徒のいじめ、校内暴力等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を行った。 <p>心のサポートアドバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 心のサポートアドバイザーを義務教育課に2人配置し、心のケア、いじめ等に関する相談等に係る業務を補助し、必要に応じて学校への支援や助言を行った。 <p>スクールソーシャルワーカーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ、児童虐待など児童生徒が抱える諸課題に対応するため、県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2人、委託事業として34市町村にのべ68人(実人数48人)を配置し、福祉の専門家として対応した。 スクールソーシャルワーカーが関わった児童生徒数はのべ2,735人、相談件数は4,762件、解決及び好転した件数は2,482件であった。 <p>[義務教育課]</p>
いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業(再掲)	95,549 [73,700]	<p>いじめ防止対策調査委員会 (令和3年12月8日開催)</p> <p>「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果報告及び「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」についての協議や、いじめ重大事態の調査検証を行った。</p> <p>学校生活適応支援員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校生活適応支援員を希望する県立高等学校29校(全定別)に30人配置。 各校の課題に応じた業務を担っている。校内外の巡回により、生徒の様子や状況等も把握し、問題行動の未然防止につ

		<p>なげたり、生徒の相談対応、教員との情報交換により、問題の早期解決につなげたりした。</p> <p>心のサポートアドバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 心のサポートアドバイザー2人を高校教育課に配置。 保護者・生徒・学校からの個別の相談ケースに、豊富な経験等を生かして、適切に処理し、早期解決に繋がるケースが多くなってきた。 <p>高等学校生徒指導主事連絡協議会 1回(6月)オンデマンド (全公立高校、希望の私立高校の生徒指導主事80人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「重大事態への対応について」の講義等 <p>組織的な対応の重要性について再確認し、早期に生徒の変化を見取るため、日常的なアプローチや観察する目の重要性について意識を高めるきっかけとし、各校の体制整備につなげた。</p> <p>高等学校生徒指導主事研修会 1回(10月)オンデマンド (全公立高校、希望の私立高校の生徒指導主事85人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ヤングケアラーの理解とその支援について」 <p>講話により、家庭の問題であるという認識から意識を変えることを目的とした。学校だけで解決することは困難な問題であり、サインを見落とさないよう全職員共通理解を持ち対応しつつ、行政や地域の専門家と協力して進める重要性を確認することができた。</p> <p>ネットパトロール</p> <p>児童生徒によるインターネット上のコミュニティサイトの利用を通じてのトラブルやネットいじめなどを未然に防止するため、問題投稿を確認した場合は、リスクレベルに応じて学校への情報提供や警察と連携した対応により、事態の重大化を防いでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仙台市を除く小・中・高・特・私の501校対象 監視サイト数：585,251 緊急対応：0件 問題投稿数：614件(要削除：2件) <p style="text-align: right;">[高校教育課]</p>
<p>いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業(再掲)</p>	<p>—</p>	<p>スクールロイヤーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の最善の利益を守るため、法律の専門家を活用し、法的側面から指導助言を行うことにより、学校等におけるいじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援に資することを目的に、県スーパーバイザー(義務教育課)1人、5教育事務所各1人、計6人のスクールロイヤーを配置。 児童生徒対象のいじめ予防教室実施校：25校 教員向け研修：4校

		<ul style="list-style-type: none"> ・教育事務所における教員向け研修：4 教育事務所 (1 教育事務所については感染予防の観点から中止) ・教育事務所定期相談実施数：のべ 12 回 ・ケース会議：20 件 <p style="text-align: right;">[義務教育課]</p>
県立学校及び市町村教育委員会への指導・助言	—	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止及び発生した際の適切な対応等に関する国からの通知を市町村教育委員会に周知し、所管の学校に対する指導の徹底を依頼した。 ・県が行っている事業及び相談・支援体制について様々な場面で周知を図り、いじめの未然防止や早期対応、対応が困難なケース等、状況に応じて積極的に活用するよう呼び掛けた。 ・いじめ防止及び対応等に関する研修会や連絡会議等に市町村教育委員会の担当者にも参加を呼び掛け、取組を共有するとともに情報交換を行い、課題に対する助言等を行った。 <p style="text-align: right;">[義務教育課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長会、副校長・教頭会等において、いじめの未然防止・早期発見・早期対応について、組織として対応するよう指示徹底した。 ・いじめ事案（重大事態及び重大事態が疑われる事案）が発生した際に、学校としての組織的な対応や円滑な対応がとれるよう「いじめ事案（重大事態及び重大事態が疑われる事案）への対応ガイドライン」（H28）の内容を見直し、「いじめ事案への対応マニュアル」を作成した。 ・事案発生時には、県教委から指導主事を派遣し、対応についての指導助言を行った。 <p style="text-align: right;">[高校教育課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度始めの県立特別支援学校長会等において、いじめ防止や発生した際の基本的な対応等について担当から確認し、学校での取組に生かすよう働き掛けた。 <p style="text-align: right;">[特別支援教育課]</p>

③ SNS、ネット上のいじめ事案対応体制整備

ネットパトロールを実施し、インターネットによる被害の未然防止に努めた。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業	—	<p><u>スクールロイヤーの配置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の最善の利益を守るため、法律の専門家を活用し、法的側面から指導助言を行うことにより、学校等における

(再掲)		<p>いじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援に資することを目的に、県スーパーバイザー（義務教育課）1人、5教育事務所各1人、計6人のスクールロイヤーを配置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒対象のいじめ予防教室実施校：25校 ・教員向け研修：4校 ・教育事務所における教員向け研修：4教育事務所 （1教育事務所については感染予防の観点から中止） ・教育事務所定期相談実施数：のべ12回 ・ケース会議：20件 <p style="text-align: right;">[義務教育課]</p>
ネット被害未然防止対策事業(再掲)	※1「いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業」の一部	<p>ネットパトロールの実施</p> <p>児童生徒によるインターネット上のコミュニティサイトの利用を通じてのトラブルやネットいじめなどを未然に防止するため、問題投稿を確認した場合は、リスクレベルに応じて学校への情報提供や警察と連携した対応により、事態の重大化を防いでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市を除く小・中・高・特・私の501校対象 ・監視サイト数：585,251 緊急対応：0件 ・問題投稿数：614件（要削除：2件） <p style="text-align: right;">[高校教育課]</p>

④ 学校間及び関係団体との連携協力体制整備

いじめ問題への対応については、警察との連携が必要なケースもあることから、学校警察連絡協議会をはじめとする各協議会や巡回指導を実施するほか、ネットモラル等に係る講座を警察等と連携して実施した。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
学校間連携協力体制整備	—	<p>学校警察連絡協議会の実施</p> <p>各警察署管轄区域内の学校警察連絡協議会において、学校と警察が情報交換や巡回指導を行い、児童生徒の非行を防止し、児童生徒を犯罪等の被害から守ることにより、児童生徒の健全育成を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校警察連絡協議会連絡会議：2回(6月・11月) ・各警察署管内の連絡協議会：49回 ・各警察署管内の巡回指導：63回 <p style="text-align: right;">[高校教育課]</p>

ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して実施（再掲）	—	<p>みやぎポリス・ドコモネット教室・みやぎポリス・KDDI スマホ・ケータイ教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度より県警察本部生活安全部少年課が主管となり、ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して各校にて実施した。 <p>R 3 実績：県立高校 57 校(74.0%)で開催</p> <p>[高校教育課]</p>
コミュニティ・スクール推進事業	500 [454]	<p>コミュニティ・スクール推進協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 7 月に 34 市町村を対象に、コミュニティ・スクール推進協議会を開催し、CS マイスターの講話や、県内先進地区の事例発表を行い、コミュニティ・スクールの制度やメリットについて研修を深めた。 令和 4 年 1 月の協議会は、新型コロナウイルス感染拡大により中止。令和 3 年 5 月現在、7 市町 86 校（導入率 23%）がコミュニティ・スクール導入済。 <p>[義務教育課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校はコミュニティ・スクールを 2 校で導入した。 <p>[高校教育課]</p>

⑤ 県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実

県立学校において、いじめ対策年間計画を策定し、アンケート調査や個人面談等により情報収集と共有に努めるとともに、地域と連携した事業を実施した。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
県立学校の取組の点検（再掲）	—	<ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校のうち、94.9%がいじめ対策年間計画を策定している。 県立高等学校のうち、96.2%がアンケート調査や個人面談の結果について情報収集と共有に努めた。 <p>[高校教育課]</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの認知を適切に行うように、担当課から働き掛けるとともに、状況に応じて学校の対応を確認した。また、保護者による学校評価において、いじめの早期発見・早期対応などについての項目を加え、指導体制の充実に努めた。 <p>[特別支援教育課]</p>
地域と連携した高等学校魅力化事業	8,195 [3,974]	<p>地域とともにつくる魅力ある県立高等学校支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域パートナーシップ等による地域と学校の連携により、両者が協働して魅力ある学校づくりを推進するための支援を行った。

		<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある学校づくり地域とともにつくる魅力ある県立学校支援事業指定校：32校 テーマA：地域に根ざした開かれた学校づくり（17校） テーマB：生徒が学びたくなる学校づくり（15校） <p style="text-align: right;">[高校教育課]</p>
--	--	---

(4) 県立学校の設置者として実施する施策

① 道徳教育と体験活動の充実

<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領において、高等学校において道徳教育推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）が新たに位置づけられたことから、道徳教育推進教師に求められる役割及び教科指導における道徳教育について理解を深め、各校の道徳教育の充実に資するための研修を実施した。 令和3年度から「地域とともにつくる魅力ある県立高等学校支援事業」として、応募のあった学校から指定校を選び、地域と学校が連携した体験的・実践的な学びによる魅力ある学校づくりを支援した。 特別支援学校では、各学校の児童生徒の実態に応じた教育課程を編成し、道徳の中で生活態度や公共性などについて、指導にあたっている。 各校で実施している校外学習や職場実習などの体験活動は、新型コロナの影響を受けたものもあるが、感染対策を図りながら工夫して取り組んだ。
--

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
道徳教育と体験活動の充実（再掲）	—	<u>道徳教育研修会の開催</u> 1回(10月)オンデマンド 道徳教育推進教師に求められる役割及び教科指導における道徳教育について理解を深め、各校の道徳教育の充実に資するための研修を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> テーマ：道徳教育とカリキュラムマネジメント 対象：県立高校 道徳教育推進教師 <p style="text-align: right;">[高校教育課]</p>
地域と連携した高等学校魅力化事業（再掲）	8,195 [3,974]	<u>地域とともにつくる魅力ある県立高等学校支援事業</u> <ul style="list-style-type: none"> 地域パートナーシップ等による地域と学校の連携により、両者が協働して魅力ある学校づくりを推進するための支援を行った。 魅力ある学校づくり地域とともにつくる魅力ある県立学校支援事業指定校：32校 テーマA：地域に根ざした開かれた学校づくり（17校） テーマB：生徒が学びたくなる学校づくり（15校） <p style="text-align: right;">[高校教育課]</p>

② 児童生徒・保護者・教職員へのいじめ防止の啓発

- ・教育相談機関周知のため、周知カードを県内小・中・高・特の全ての生徒，教職員へ配布した。
(29万枚)
- ・みやぎ高校生マナーアップ運動を全県で展開するとともに，マナーアップ・フォーラムのワークショップ等において，生徒同士がいじめについて考える場を設定し，いじめ防止のための啓発活動に努めた。(R3マナーアップ・フォーラムは，新型コロナウイルス感染症感染拡大防止措置により中止)

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
各学校における教育相談窓口（教育相談担当等）の配置	—	<p>教育相談担当者の設置</p> <p>全ての県立高等学校において教育相談担当を配置し，各校における教育相談体制の充実を図った。</p> <p>SC・SSW校担当者連絡会議・連絡協議会の開催</p> <p>・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー学校担当者連絡会議（4月），連絡協議会（スクールカウンセラー9月，スクールソーシャルワーカー12月）を開催し，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割やスムーズな連携について周知するとともに，情報交換を通じて，各校の課題等について共有し，自校の教育相談体制の充実につなげた。 [高校教育課]</p>
保護者面談や家庭訪問，学校通信等を活用した理解・啓発の実施	(3)①ロ「総合教育相談事業」に含む	<p>教育相談周知カードの配付</p> <p>・県内小・中・高・特の全ての生徒，教職員へ配布（29万枚）し，教育相談機関の周知を図った。 [高校教育課]</p>
みやぎ高校生マナーアップ運動	114 [7]	<p>マナーアップ・フォーラムの開催</p> <p>・マナーアップ・フォーラムのワークショップ等において，生徒同士がいじめについて考える場を設定し，いじめ防止のための啓発活動に努める。（令和3年度は中止） [高校教育課]</p>

③ アンケート・面談の実施

生徒・保護者共通アンケートの実施

- ・高等学校においては，通信制を除く全ての学校において，自己評価資料としての生徒・保護者アンケートに「いじめの早期発見に取り組んでいる」という項目を設定し調査した。
- ・令和3年度の調査結果として肯定的な回答をした生徒は，全体の79.3%で，前年度比で0.1ポイント増加した。肯定的な回答をした保護者は全体の70.9%で，前年度比0.6ポイント増加した。

- ・特別支援学校においては、児童生徒の実態に応じたアンケートの実施や、保護者との面談を行い、いじめの早期発見に努めている。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
地域と連携した高等学校魅力化事業 (学校運営協議会パイロット校事業)	4,471 [1,055]	・学校評価を活用したカリキュラムマネジメント支援 全ての県立高校を対象として、学校評議員会等の開催に係る支援を行った。 [高校教育課]

④ 相談体制整備

校内外の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び教育相談担当者の役割の周知と、スムーズな連携に向けた連絡会議や連絡協議会を実施した。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
高等学校スクールカウンセラー活用事業(再掲)	—	<p><u>スクールカウンセラーの派遣</u></p> <p>多様な課題がある高校生の心理面に対する専門的指導の重要性から、これらの課題を抱える生徒及び保護者等、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、安定した学校生活を送れるよう、相談・支援体制の一層の整備を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー(54人)を全県立高校72校(に配置。(相談件数9,808件,相談人数9,956人) ・スクールカウンセラースーパーバイザー2人配置 ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2人配置 ・スクールカウンセラー連絡会議(オンデマンド形式):123人参加(スクールカウンセラースーパーバイザー2人,スクールカウンセラー43人,学校担当者78人) <p><u>スクールソーシャルワーカーの配置</u></p> <p>いじめ,不登校,虐待等の生徒を取り巻く課題及び当該生徒が置かれている環境に対し,地域の関係機関が連携して働きかけることが求められていることから,問題を抱える生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置するとともに,非配置校においても支援が受けられる体制の整備を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー(18人)を希望する県立高校44校に配置。(相談件数1,657件,支援人数1,189人)

		<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー連絡会議：61人参加（スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2人，スクールソーシャルワーカー16人，学校担当者43人） <p>[高校教育課]</p>
特別支援学校外部専門家活用事業(再掲)	6,362 [5,789]	<p>スクールカウンセラーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15人のSCを25校の県立特別支援学校に配置した。年間で延べ98回の派遣により相談対応に当たった。 <p>[特別支援教育課]</p>
総合教育相談事業(再掲)	33,248 [29,861]	<p>生徒の抱える問題の多様化，保護者の心のケアなどに対応するため，下記の相談体制により，相談者が抱える悩みに幅広く応じた。</p> <p>相談室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門の相談員による電話相談及び来所相談を実施することで，相談者が抱える問題に対応した。 <p>24時間子供SOS相談ダイヤル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間子供SOS相談ダイヤル(0120-0-78310)により，相談対応を行った。 <p>SNSを活用した相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話以外の相談方法を活用して，児童生徒が気軽に相談できるようにするため，SNS(LINE)を活用した相談業務を実施した。 <p>教育相談周知カードの配付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内小・中・高・特の全ての生徒，教職員へ配布(29万枚)し，教育相談機関の周知を図った。 <p>[高校教育課]</p>
各学校における教育相談窓口(教育相談担当等)の配置(再掲)	—	<p>教育相談担当者の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての県立高等学校において教育相談担当を配置し，各校における教育相談体制の充実を図った。 <p>SC・SSW校担当者連絡会議・連絡協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー学校担当者連絡会議(4月)，連絡協議会(スクールカウンセラー9月，スクールソーシャルワーカー12月)を開催し，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割やスムーズな連携について周知するとともに，情報交換を通じて，各校の課題等について共有し，自校の教育相談体制の充実につなげた。 <p>[高校教育課]</p>

⑤ 教職員研修

県及び各校が主催して，いじめ・自死等への対応，ネット被害防止等に係る研修を実施した。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
スクールカウンセラー等を講師とした校内研修実施 (再掲)	※2「教育相談充実に実事業」の一部 ※3「高等学校スクールカウンセラー活用事業」の一部	<ul style="list-style-type: none"> 各学校等でスクールカウンセラー等を活用した教職員への研修会を、のべ127件実施し、児童生徒理解を図った。内訳は、小学校で92件、中学校で35件であった。 [義務教育課] 県立高等学校のうち、30.8%が教職員を対象とした、いじめに係わる校内研修を実施した。 高等学校生徒指導主事連絡協議会において、スクールカウンセラースーパーバイザーを講師として、いじめや自死等の重大事態への対応についての研修を実施した。組織的な対応の重要性について再確認し、早期に生徒の変化を見取るため、日常的なアプローチや観察する目の重要性について意識を高めるきっかけとし、各校の体制整備につながった。(全公立高校、希望のあった私立高校の生徒指導主事82人参加) [高校教育課] 県立特別支援学校26校の内10校は、SC等の外部専門家を講師とした、いじめに関する校内研修を実施し、各校の実態に応じて教職員の資質能力向上を図った。 [特別支援教育課]
ネット被害防止のための教員向けの研修会実施 (再掲)	※1「いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業」の一部	<p>高等学校生徒指導主事研修会 1回(10月)オンデマンド (全公立高校、希望の私立高校の生徒指導主事85人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット上のコミュニティサイトでのトラブルの実例、ネットパトロールにて検出されるリスクについての講義を行った。 [高校教育課]
県立学校における研修の充実 (再掲)	※1「いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業」の一部	<p>いじめに係る研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校のうち、30.8%の学校が教職員を対象とした、いじめに係わる校内研修を実施した。 [高校教育課] 県立特別支援学校26校の内10校は、SC等の外部専門家を講師とした、いじめに関する校内研修を実施し、各校の実態に応じて教職員の資質能力向上を図った。 [特別支援教育課]
総合教育センターによる研修 (再掲)	研修センター研修事業予算の一部	<p>「初任者研修」「5年経験者研修」等、教員の経験年数に応じた研修、「新任校長」「新任教頭」等、職能に応じた研修の中に、いじめに関する研修を実施したり、「いじめ対応研修会」として専門的な研修を実施したりして、それぞれの立場で児童生徒に接する教員個々の資質能力の向上を図った。 [総合教育センター]</p>

⑥ インターネットを通じて行われるいじめ防止の啓発

<ul style="list-style-type: none"> ・ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して実施した。 ・みやぎ高校生マナーアップ運動を全県で展開するとともに、マナーアップ・フォーラムのワークショップ等において、生徒自身がいじめについて考える場の設定など、いじめ防止のための啓発活動に努めている。(R3 マナーアップ・フォーラムは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止措置により中止) <p>R3：スマホの利用マナーキャッチフレーズ『取り消せる』 その考えが 命取り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校では、各校において児童生徒の実態に応じた情報モラル教育を行っている。
--

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
ネット被害未然防止対策事業(再掲)	※1「いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業」の一部	<p>ネットパトロールの実施</p> <p>児童生徒によるインターネット上のコミュニティサイトの利用を通じてのトラブルやネットいじめなどを未然に防止するため、問題投稿を確認した場合は、リスクレベルに応じて学校への情報提供や警察と連携した対応により、事態の重大化を防いでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市を除く小・中・高・特・私の501校対象 ・監視サイト数：585,251 緊急対応：0件 ・問題投稿数：614件(要削除：2件) <p>[高校教育課]</p>
ネット被害防止のための教員向けの研修会実施(再掲)	※1「いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業」の一部	<p>高等学校生徒指導主事研修会 1回(10月)オンデマンド (全公立高校、希望の私立高校の生徒指導主事85人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のコミュニティサイトでのトラブルの実例、ネットパトロールにて検出されるリスクについての講義を行った。 <p>[高校教育課]</p>
ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して実施(再掲)	—	<p>みやぎポリス・ドコモネット教室・みやぎポリス・KDDIスマホ・ケータイ教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度より県警察本部生活安全部少年課が主管となり、ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して各校にて実施した。 <p>R3実績：県立高校57校(74.0%)で開催</p> <p>[高校教育課]</p>

⑦ いじめに対する措置

<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県いじめ問題対策連絡協議会 <p>学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、県及び県教育委員会は、「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置している。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から開催を見送った。</p>

⑧ 重大事態への対処

・宮城県いじめ防止対策調査委員会

基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置し、令和3年12月8日に「いじめ防止対策調査委員会」を開催し、いじめ重大事態の調査検証を行った。

・「いじめ事案（重大事態及び重大事態が疑われる事案）への対応マニュアル」の作成

いじめ事案（重大事態及び重大事態が疑われる事案）が発生した際に、学校としての組織的な対応や円滑な対応がとれるよう「いじめ事案（重大事態及び重大事態が疑われる事案）への対応ガイドライン」（H28）の内容を見直し、「いじめ事案（重大事態及び重大事態が疑われる事案）への対応マニュアル」を作成した。

⑨ 学校評価・職員評価への助言

・学校評価を活用したカリキュラムマネジメント支援

全ての県立高校を対象として、学校評議員会等の開催に係る支援を行った。

・生徒・保護者共通アンケート

高等学校においては、通信制を除く全ての学校において、自己評価資料としての生徒・保護者アンケートに「いじめの早期発見に取り組んでいる」という項目を設定し調査している。令和3年度の調査結果として、肯定的な回答をした生徒は全体の79.3%で、前年度比で0.1ポイント増加した。肯定的な回答をした保護者は全体の70.9%で、前年度比で0.6ポイント増加した。

・学校評価実施状況調査

県立高校77校（全・定・通別）に対して調査を実施し、学校評価実施状況を確認した。

※令和3年度調査結果 自己評価 実施100%、公表100%、報告100%

学校関係者評価 実施100%、公表68.8%、報告100%

・学校評価研修会

学校評価における自己評価、学校関係者評価等の取組について理解を深めるとともに、より実効的な学校評価の方法について研修を行い、今後の学校改善に役立てる。特に、学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーションツールとして活用するための知識を得ることで、開かれた学校づくりの促進を目的とし、オンデマンドで開催した。令和3年度は宮城教育大学特任教授 野澤令照氏から「地域との協働を生かす魅力ある高等学校づくり」と題して講演いただいた。（77校81人参加）

⑩ 学校運営改善の支援

・令和3年度から「地域とともに作る魅力ある県立高等学校支援事業」として、応募のあった学校から指定校を選び、地域と学校が連携した体験的・実践的な学びによる魅力ある学校づくりを支援した。

・県立学校において、地域とともにある学校づくりを展開するに当たり、全県立学校で「学校評議員」制度を導入するとともに、学校の必要に応じて「地域と連携した会議（地域パートナーシップ会議）」を設置し、地域等の意見を聴き、学校運営に反映させてきた。近年、学校と地域の連携・協働の重要性が高まっており、地域が学校運営の当事者として学校と対等な

立場で参画することが求められていることから、令和3年度に中新田、志津川の2校に学校運営協議会を設置した。

(5) 私立学校に関する施策

① 重大事態への対処

いじめ重大事態に関し、法の規定に則り、学校法人または私立学校に対し、必要な助言又は指導を行う。

令和3年5月の宮城県私立中学校高等学校連合会校長部会において、各私立学校の校長等に対し、いじめ重大事態が発生した場合の対応や報告手順などについて指導を行った。

② 体制整備（附属機関による調査を含む）

私学・公益法人課において、いじめ重大事態の調査結果の検証を担当し、必要に応じて再調査を行う。

令和3年度に報告のあったいじめ重大事態の調査結果を検証したところ、再調査が必要な事案はなかった。

(6) その他

① 国立・私立学校との連携確保

県教育委員会からの専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の連携を確保する。

- ・県教育委員会が実施する「いじめ対応研修会」や（独法）教職員支援機構が実施する「いじめ問題理解基幹研修」などの参加について、各私立学校あて周知し、研修機会の提供を行った。
- ・令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症対策で中止になったものの、「いじめ問題を考えるフォーラム」への参加を募り、児童生徒の交流や教職員が共に研修するなど、連携を図っている。加えて、「いじめ防止動画コンクール」についても参加を呼び掛け、令和3年度は私立中学校2校から応募があり、共に「いじめの防止」について、意識を高めていこうという同じ立場で取り組んだ。

② 高等専門学校との連携確保

県教育委員会からの専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の連携を確保する。

令和3年度は要請がなかった。今後、必要に応じて連携できるように日頃より関係づくりを進めていく。

5 いじめ防止基本方針に基づく実施計画の目標指標における進捗状況

目標指標 1 「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合

指標説明	宮城県教育委員会が公立小中学校及び義務教育学校（仙台市を除く）の小学5年生及び中学1年生を対象に行う「宮城県学習意識等調査」における回答による。
目標値について	<p>学校生活に魅力を感じている児童生徒の割合が高いほど、学校にそれぞれの居場所が確保され、いじめの予防が効果的に維持されていると考えられるので、目標指標を「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合とした。</p> <p>令和2年度は2か月間臨時休業だったこともあり、初期値を（平成29年度～令和元年度の調査値平均）小学校83.7%、中学校78.4%と算出し、目標値を小学校88.0%、中学校82.0%（令和5年度）と設定した。</p>
進捗状況	「学校に行くのは楽しいと思う」と回答した児童生徒の割合は、小学校で85.8%、中学校では87.5%と、どちらも初期値は上回ったが、小学校では目標値に届かなかった。「魅力ある行きたくなる学校づくり」の意義や必要性が各学校に浸透し、様々なアプローチによる具体の取組が推進されたことがうかがえる一方、今後も推進地区等における効果的な取組・手法を広く県内に普及し、各校における児童生徒目線に立った取組のより一層の推進を図る必要がある。

目標指標 2 「子どもたちと遊んだり、話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で、「十分できた」「ある程度できた」と答える学校の割合

指標説明	宮城県教育委員会が公立小中学校及び義務教育学校を対象に行う「宮城県長期欠席状況調査」における回答による。
目標値について	<p>いじめの未然防止には、児童生徒の様々な変化に気づけるように、教職員の日常的な、観察やふれあい、会話が重要であることから、「子供たちと遊んだり、話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で、「十分できた」「ある程度できた」と答えた学校の割合（R2年度）が小学校92.0%、中学校88.8%であることから、目標値を小学校98.0%、中学校97.8%に設定した。</p> <p>この指標については、学校調査における教職員の意識調査であるので、児童生徒の意識については、参考データとして、宮城県学習等意識調査における調査結果を基に分析していく。</p>
進捗状況	学校として「十分できた」「ある程度できた」と回答した小学校は93.2%、中学校は91.7%であり、どちらも初期値よりは増加したものの、目標値には達しなかった。今後も休み時間や学校行事等、様々な学校生活の場面で児童生徒の様子をきめ細かに見取り、支えていく体制の充実を図る必要がある。また、寄り添った関わり方や関わり方の質等について見直し、良好な関係の構築及び児童生徒理解につなげるようにする。

目標指標 3 特別活動における「いじめの未然防止等に係る取組」の実施状況の割合

指標説明	宮城県教育委員会が県立高等学校を対象に行う「生徒指導諸調査」における回答による。
目標値について	集団活動を通して様々な人間関係を学ぶ特別活動において、自己と他者の価値観の違いを理解し、間違いや失敗を支え助け合うことや、自他を尊重する態度を養うことがいじめの未然防止につながると考える。調査を開始した平成28年度からの実施率が、H28：58.8%、H29：62.8%、H30：69.2%、R1：71.4%であるため、その実施割合の段階的な向上を目標値として定め、R2:74.0%、R3:77.0%、R4：80.0%とした。
進捗状況	令和2年度（令和3年度調査による令和2年度の実施状況）は新型コロナウイルス感染症の影響による授業日数減少に伴い、特別活動の年間計画の変更が余儀なくされたことから、実施実績が62.8%と前年度を下回った。生徒指導主事連絡協議会及び生徒指導主事研修会においては、特別活動の充実について取り上げるとともに、高校生マナーアップフォーラムをきっかけとして、各学校における「いじめの未然防止等」についての話し合い活動につなげている。

目標指標 4 「学校は、いじめ未然防止及び早期発見、早期対応に努め、安心して生活できる教育環境づくりに取り組んでいる。」と答える保護者の割合

指標説明	各学校が児童生徒の保護者を対象に行う学校評価に関する保護者アンケートにおける回答による。
目標値について	特別支援学校では自分の意思を言葉や態度で表現することやコミュニケーションに困難さを抱えている児童生徒が多数在籍しているため、保護者を対象として実施している学校評価におけるいじめに関する項目を指標とする。いじめの未然防止等に関する設問や児童生徒が「学校に楽しく通っている」「安心して学校生活を送っている」等の設問における肯定的な回答の割合が高いほど、いじめの未然防止等が図られ、安心して学校生活を送っていると考えられる。各学校におけるこれらの設問の肯定的な回答の平均が、令和2年度は88.7%、令和3年度は84.1%と算出された。令和2年度は新型コロナによる休校のため、いじめの認知件数等も減少したことから参考値と考え、令和3年度をベースに目標値を85.0%（令和5年度）と設定して、段階的な向上を目指す。
進捗状況	目標指標設定が令和4年度のため、進捗状況については令和4年度の取組を令和5年度に報告する。